



報道関係者 各位

令和4年1月25日（火）

【照会先】

千葉労働局総務部総務課

総務課長 神子 真二

総務企画官 塩田 康夫

(代表電話) 043 (221) 4311

## 千葉労働局労災補償課分室職員の 新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年1月24日（月）、千葉労働局労働基準部労災補償課分室（千葉県千葉市中央区中央4-11-1、千葉第2地方合同庁舎4階。以下「労災補償課分室」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、1月19日（水）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として20日（木）から自宅待機していたところ、21日（金）夜に発熱し、24日（月）にPCR検査を受け、感染が確認されたものです。

労災補償課分室では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のためかかりつけ医又は最寄りの受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。